

平成24年度

第2回

家庭の省エネエキスパート

検定の手引き

検定日

平成24年8月5日(日)

申込み受付期間

平成24年4月 5日(木)
~6月25日(月)

問い合わせ先

家庭・地域省エネ普及本部
電話 03-5543-3047

目次

家庭の省エネエキスパート検定 制度について	1
平成24年度(第2回)の実施要領	2
合格体験記	8

家庭の省エネエキスパート検定制度について

1. 趣 旨

エネルギー・環境問題を解決していく上で省エネルギーが不可欠となっていますが、特に我が国では「家庭の省エネ・節電」の推進が喫緊の課題となっています。

また、平成23年3月11日東日本大震災以降の電力需給対策のひとつとして、いかに省エネ・節電に向けたライフスタイルにシフトしていくのか、国民の一人ひとりが真剣に考えなければならない状況となっております。

このため、(財)省エネルギーセンターでは、「家庭の省エネ・節電」を日常生活や企業等の活動において進めることのできる人材の発掘・育成をねらいとして、平成23年度に検定制度を創設いたしました。

具体的には、「エネルギーの基礎と家庭の省エネ」、「機器による省エネルギー」、「住宅の省エネルギー」について、総合的な知識を持つ『家庭の省エネエキスパート』と、さらに個別の診断・提案を実践的に行うことのできる『家庭の省エネ診断エキスパート』を検定および研修によりそれぞれ認定します。

2. 育成方針

家庭の省エネエキスパート：「家庭の省エネ」についての総合的知識を活かして、地域や企業活動において活躍できるレベル。

第1回検定：平成23年12月実施済

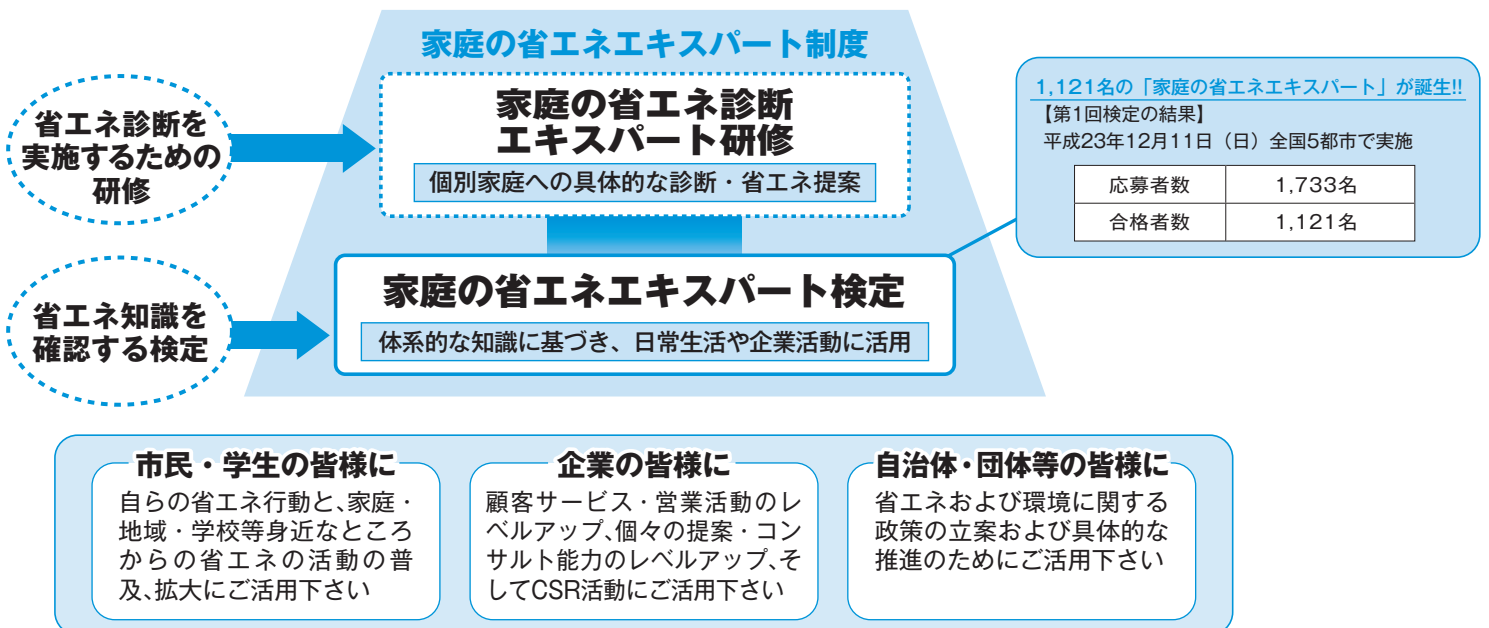
第2回検定：平成24年8月実施

「家庭の省エネエキスパート検定」の合格者を認定。

家庭の省エネ診断エキスパート：家庭等で具体的な省エネ診断・改善提案ができるレベル。

平成24年11月以降実施予定

「家庭の省エネエキスパート」検定合格後、診断エキスパート研修修了者を認定。



平成24年度(第2回)検定の実施要領

第2回「家庭の省エネエキスパート」検定を以下のとおり実施します。

1. 日程

- (1) 検定日時 平成24年8月5日(日) 12:00~16:00
- (2) 検定課目と時間配分 (制限時間 1課目 1時間 × 3課目 休憩 30分 全会場共通)
課目Ⅰ エネルギーの基礎と家庭の省エネ 12:00~13:00
課目Ⅱ 機器による省エネルギー 13:30~14:30
課目Ⅲ 住宅の省エネルギー 15:00~16:00

2. 検定会場(定員)

以下の9地域の会場において実施します。

札幌会場：北海道大学高等教育推進機構 S棟 (100名)

仙台会場：ハーネル仙台 (200名)

東京会場：上智大学11号館, 上智紀尾井坂ビル(1,250名)

富山会場：富山県中小企業研修センター (80名)

名古屋会場：名古屋工学院専門学校1号館 (280名)

大阪会場：マイドームおおさか, 大阪商工会議所(480名)

広島会場：KKR ホテル広島 (180名)

高松会場：サンポートホール高松 (100名)

福岡会場：福岡商工会議所 (330名)

3. 申込期間および資格

- (1) 検定申込期間 平成24年4月5日(木)~6月25日(月)
※ただし、各会場の定員に達し次第締め切らせていただきます。
- (2) 資格 特に資格は設定いたしません。家庭の省エネルギーに取り組む意欲のある人ならどなたでも検定を受けられます。

4. 合格発表および認定証等の発行

- (1) 合格発表 平成24年9月頃に合否の結果を郵送および合格者番号を当センターホームページにてお知らせいたします。
※合格の有効期間は5年とします。
- (2) 認定証・認定バッジの発行
検定に合格された方で認定証・認定バッジをご希望の方には、発行手数料3,000円(消費税込)にて発行します。
詳細な仕組については、合格通知書に同封する「認定証・認定バッジ発行の手続き」にてお知らせします。

認定証



認定バッジ



イメージ図

*暮らしと省エネに関する情報提供や交流等の場として「家庭の省エネエキスパートクラブ(仮称)」を創設する予定です。

5. 検定料等

- (1) 検定料
7,000 円（消費税込）
ただし、省エネルギー普及指導員登録者（検定申込書に登録番号を記入すること）は 6,000 円（消費税込）とし、課目 I「エネルギーの基礎と家庭の省エネ」は免除します。
- (2) テキスト料
検定公式テキスト「家庭の省エネエキスパート検定（改定版）」3,000 円（消費税込）
このテキストから検定問題の 9 割程度を出題します。
- (3) 検定問題集
第 1 回検定問題および解答等をまとめた検定問題集（模擬問題付）1,000 円（消費税込）。
* (1)～(3) の申込者は、一般の方で 11,000 円、省エネ普及指導員で 10,000 円です。

6. 検定申込方法

- (1) インターネット申込
申込受付は、以下の URL から、4 月 5 日（木）より開始します。
<http://www.eccj.or.jp/residential-expert/index.html>
- (2) FAX 申込
本手引き 10 ページ記載の「平成 24 年度（第 2 回）家庭の省エネエキスパート検定申込書（FAX 用）」に必要事項を記入のうえ、検定事務局まで送信下さい。
- (3) 申込締切
いずれも 6 月 25 日（月）までとします。

7. 検定料等支払方法

上記 6 の検定申込後、以下の銀行口座へ振込下さい。

- (1) 銀行振込
銀行口座：みずほ銀行 第五集中支店 当座預金
口座番号：2651060
口座名義：財団法人 省エネルギーセンター

※注意事項

銀行口座を数字で入力する場合は、「797」と入力下さい。
振込後の取消はできません。
振込手数料はご負担願います。

- (2) 銀行振込締切
6 月 28 日（木）入金分までとします。

8. 検定受付票および検定公式テキスト等の扱い

- (1) 上記 7 で支払われた検定料等の確認後、検定受付票およびテキスト等をあわせて送付いたします。
- (2) 検定当日は、検定受付票に写真添付の上、必ずご持参下さい。また、本人確認のできる身分証明書（免許証、学生証等写真付きのもの）を必ずご持参下さい。
- (3) 検定受付票およびテキスト等がお手元に届かない場合は、お手数ですが省エネルギーセンター本部までお問い合わせ下さい。（通常、振込から検定受付票等発送まで 2 週間程度要します。）
ただし、初回は 4 月 13 日（金）から送付します。

9. 検定の出題範囲と方法

(1) 検定の出題範囲

検定公式テキスト「家庭の省エネエキスパート検定(改定版)」から9割程度、新聞・メディア等の最新情報から1割程度の割合で出題します。

(2) 回答は選択式とします。

(3) 以下の3課目からそれぞれ問題数30問程度(解答数60問程度)出題します。

課目Ⅰ エネルギーの基礎と家庭の省エネ

エネルギーの基礎から我が国における省エネ政策、家庭においてエネルギーがどのように使われているのか、家庭で省エネルギーを進めるにはどのようにすればよいのか、さらには暮らしにおけるエネルギーの使い方、地域における省エネ活動、東日本大震災に伴う電力需給対策・節電対策等も含め幅広く取り上げます。

課目Ⅱ 機器による省エネルギー

家電製品を中心とする生活分野に関連するエネルギー機器・システムの概要と、それらに関連する省エネルギーを進めるための方策および、それらの機器を上手に使用方法について取り上げます。また、エコドライブ等交通の省エネについても取り上げます。

課目Ⅲ 住宅の省エネルギー

住宅の省エネ性能の向上などに関して、断熱性能や総合的な基準の概要、省エネ住宅の建て方・リフォームの仕方や選び方、住まい方、普及支援制度さらには自然エネルギーの利用等について取り上げます。

※詳細については、以下に掲載します検定公式テキストの目次をご覧ください。なお、目次は変更となる場合があります。

第1章 エネルギーの基礎と家庭の省エネ

1-1 エネルギーの基礎

- 1-1-1 エネルギー概論
エネルギーとは何か
エネルギーの流れ

1-2 暮らしとエネルギー

- 1-2-1 生活分野での省エネルギーの概論
家庭のエネルギー消費の実態
家庭のエネルギー消費の変遷
- 1-2-2 生活分野での省エネルギーのポイント
- 1-2-3 暮らしの場面別の省エネルギー
「衣」の省エネルギー
「食」の省エネルギー
- 1-2-4 家庭で取り組める環境保全活動
循環型社会の形成
節水
- 1-2-5 省エネルギーの定量的把握のためのツール
「使用量のお知らせ」(検針票)
環境家計簿
個別機器の消費電力量の「見える化」
世帯全体の消費電力量の「見える化」
HEMS・スマートメーター

- 1-3 地域等における家庭の省エネ活動の実際
 - 1-3-1 省エネルギー普及啓発活動の実際
 - 家庭における省エネルギー活動の重要性
 - 省エネルギー普及啓発活動の実際
 - 省エネルギー普及啓発活動における留意点
- 1-4 我が国のエネルギー情勢
 - 1-4-1 エネルギー供給の動向
 - 主な一次エネルギーの動向
 - 主な二次エネルギーの動向
 - 1-4-2 エネルギー需要の動向
 - 我が国のエネルギー原単位
 - 我が国のエネルギー需要の動向
- 1-5 我が国における省エネルギーへの取組
 - 1-5-1 省エネルギーの意義
 - エネルギーの安定供給確保
 - 地球温暖化問題への対応
 - 地球温暖化防止に向けた国内対応
 - ポスト京都のに向けた国際交渉
 - 1-5-2 我が国のエネルギー政策
 - 我が国のエネルギー政策の体系
 - 部門別省エネルギー対策
- 1-6 東日本大震災以降の電力需給対策と家庭の節電
 - 1-6-1 東日本大震災以降の電力需給対策
 - 2011年度における需給対策
 - 2011年度夏の節電の効果
 - 2011年度冬の節電
 - 2012年度夏以降の節電
 - 1-6-2 家庭における節電
 - 節電と省エネのちがい
 - 家庭の節電のポイント
 - 夏の節電のポイント
 - 夏の節電対策メニュー
 - 冬の節電のポイント
 - 冬の節電対策メニュー

第2章 機器による省エネルギー

- 2-1 生活分野に関連するエネルギー機器・システム
 - 2-1-1 給湯機器
 - 家庭内での給湯需要
 - 家庭における給湯機器
 - ガス・石油給湯器
 - 潜熱回収型給湯器
 - 電気給湯器
 - 2-1-2 暖冷房機器
 - 家庭における暖冷房機器
 - 暖房の仕組み
 - エアコン
 - ガス・石油ファンヒーター
 - 床暖房
 - 蓄熱暖房器
 - セントラル暖房
 - 2-1-3 キッチンの機器
 - 冷蔵庫
 - ガス調理機器
 - IHクッキングヒーター
 - 食器洗い乾燥機
 - 電子レンジ

- ジャー炊飯器
 - 電気ジャーポット
 - 2-1-4 家事の機器
 - 洗濯機
 - 掃除機
 - 2-1-5 照明器具
 - 明るさの単位
 - 光源
 - 照明器具
 - 照明の選び方、使い方
 - 電球形蛍光灯ランプ・電球形 LED ランプ選択上の注意
 - 2-1-6 情報機器
 - テレビ
 - DVD レコーダー
 - パソコン
 - 2-1-7 衛生設備機器
 - 温水洗浄便座
 - 節水型トイレ（節水型便器）
 - 節湯型機器
 - 2-1-8 待機時消費電力
 - 待機時消費電力とは
 - 待機時消費電力の削減
 - 2-1-9 その他の機器
 - 燃料電池
 - 2-2 省エネ型機器普及に向けた制度
 - 2-2-1 省エネ機器を取り巻く制度
 - トップランナー方式
 - ラベリング制度
 - 国際エネルギースタープログラム
 - 2-3 交通の省エネルギー
 - 2-3-1 自動車の燃費
 - 燃費基準の概要
 - 自動車のエネルギー伝達と省エネ運転
 - 2-3-2 自動車の省エネ運転
 - エコドライブの実践
 - 2-3-3 燃費のよい自動車の選択
 - 自動車の燃費改善への取組
 - 次世代自動車の普及
 - 2-3-4 交通対策
 - 走行量低減に向けた取組
 - 交通流・物流の円滑化および自動車交通量のマネジメント対策
- 第 3 章 住宅の省エネルギー**
 - 3-1 省エネルギー住宅の概要
 - 3-1-1 住宅の実態と省エネルギー対策の方向性
 - 家庭のエネルギー消費と日本の住宅
 - 住宅躯体・開口部による省エネルギー
 - 今までの住宅の問題点
 - 夏も冬も快適な住まい
 - 快適な住まいを作るポイント
 - 3-1-2 住宅の断熱性能の意味
 - 室内環境と断熱性能
 - 室内温度差と断熱性能
 - 部屋間温度差と断熱性能

	居住者の健康と断熱性能 結露の発生と健康への影響
3-1-3	住宅の省エネルギー性能 住宅の省エネルギー基準 平成11年基準（次世代省エネルギー基準）の概要 平成11年基準適合住宅の普及 省エネルギー住宅の性能値
3-1-4	躯体と設備の総合的な基準 住宅トップランナー基準 基準一次エネルギー消費量 基準評価対象住宅の一次エネルギー消費量の算定
3-2	省エネルギー住宅の建て方・住まい方
3-2-1	省エネ住宅作りの基本 戸建住宅の省エネ対策 共同住宅の省エネ対策
3-2-2	省エネ住宅の施工のポイント 木造住宅における断熱 鉄筋コンクリート造住宅における断熱 開口部の断熱
3-2-3	省エネルギーフォームのポイント 戸建住宅における省エネルギーフォーム 集合住宅における省エネルギーフォーム 省エネルギーフォームのポイント
3-2-4	省エネ住宅の選び方 省エネ住宅の選び方 住宅性能表示制度 窓の断熱性能表示制度 住宅省エネラベル 設備機器類の選び方
3-2-5	普及支援制度
3-2-6	省エネ住宅の住まい方
3-3	自然エネルギーの利用
3-3-1	太陽光発電
3-3-2	太陽熱利用給湯
3-3-3	地中熱利用ヒートポンプ

10. 合格のレベルと通知方法

- (1) 上記9の3課目それぞれ100点満点で、合計300点満点とします。
- (2) 3課目すべてにおいて2/3以上程度得点された方を合格とします。
- (3) 合否結果は郵送によりお知らせするとともに、当センターホームページにて合格者番号を掲載します。

11. 個人情報の取り扱いについて

(財)省エネルギーセンターが実施する検定のお申し込みによって取得された個人情報（氏名、生年月日、住所等、その個人を識別、特定できるもの）は、当該業務の実施、結果の送付、被検定者の検定履歴管理等、当該検定の目的遂行に必要な範囲内で使用されるものとします。

検定の申込にあたっては、この取り扱いについて承諾したものとみなします。

※当センターは、平成24年4月に一般財団法人に移行する予定です。

その際には、名称が「財団法人省エネルギーセンター」を「一般財団法人省エネルギーセンター」に変更されることとなりますのでご承知願います。

女性の視点から見た、「家庭の省エネエキスパート検定」への期待

～女性のパワーを結集して家庭分野の節電・省エネを～

はしもと行政書士事務所

代表 橋本 明子

<http://www.hashimoto-g.com/>



■はじめに・自己紹介■

- 消費生活アドバイザーとして、国や地方自治体で10年以上消費者相談業務に従事しています。その傍らに数年間ですが、電力会社で、お客様へ電気に関する情報提供や社内へのお客様意識啓発講師等を「企業と消費者のかけはし」として自ら企画し、実施したりしておりました。
- 3年前に、消費者の視点を大切に、身近な法律トラブルを解決する「はしもと行政書士事務所」を開業しました。行政書士の業務として「改正省エネルギー法に基づく各種報告書作成」があることを知り、平成22年、「省エネ環境診断士」資格を取得しました。
- 東日本大震災後、「省エネ知識」ニーズの高まりを受け、生活者視点で省エネをわかりやすく説明できる専門家として、ラジオ・講演会などで数回講演させていただきました。
- その頃（財）省エネルギーセンター中国支部に、省エネ情報を収集しに訪問した際に、事務局長から「家庭の省エネエキスパート」検定制度のことを伺い、家電メーカー勤務の友人を誘ってチャレンジしたところ2人とも無事合格することができました。

■検定制度の感想■

- 今まで私たち消費者は、省エネと言えば「電気代を減らすコツ」や「省エネテクニック」ばかりに目がいきがちで、その背景（電気製品の基本的しくみや、技術革新・制度や法律＝最近になってどうしてこんなに省エネ化が進んだのか）まで踏み込んで知ることができる機会があまり無かったように思います。
- 環境計量士や省エネ環境診断士など、既存の資格は、どちらかという「理系」の「男性」対象の資格で、たとえば家庭の主婦等「普通の消費者」が「家庭の省エネ」知識をもっと体系的に学び、自分の知識レベルが客観的にどの程度なのか確かめるには、この検定制度がぴったりだと思います。
- この検定テキストでひとつおりの学習を行うと、「エネルギーとは何か？」「なぜわが国は省エネをしなければいけないのか？」という根本的な事柄から、「現在のわが国の省エネルギー政策」という、ちょっとそこらの「省エネ本」では学べない真面目なこと、そして、家庭で省エネを実践する消費者が「なぜ、私がいまこの省エネをするのか？」の理由までを体系だって理解することができます。
- 特に住宅の省エネルギーについては、「家電ばかりに目を向けるのではなく、自分たちが住むところをいかに省エネ化にするのが大切である」ことがよくわかりました。

■今後に向けた期待■

- 今後、第2回検定や、診断研修が予定されているとのことですので、私の周囲の主婦友達やシニア友達等「エネルギーを使っている人」みんなに受験をお勧めしてみようと思っています。わが国の現在のエネルギー事情を考えると、国民全員がこの検定の知識を「エネルギーを利用する者の義務」として知るべきじゃないかな、また、みんながもしも検定合格者になると・・・一層省エネ意識が高まって、この困難な状況をみんなで解決する糸口が見えてくるんじゃないかな・・・とさえ思うからです。
- 中国地域の女性が一人でも多くチャレンジし、パワーを結集して家庭分野の節電・省エネの大きな波を起こして行きましょう。

省エネ法・温対法の専門家（エネルギー管理士等）からみた 「家庭の省エネエキスパート検定」

(株)スマートエナジー副社長
(株)日本スマートエナジー主任審査員
向井 憲一

温室効果ガス削減・検証関連業務に従事。主な資格としてエネルギー管理士、国内クレジット制度審査員、東京都・埼玉県環境保全条例検証主任者（トップレベル）等として広く活躍。主な著書に『温対法・省エネ法対応 温室効果ガスの算定と報告』『排出権取引の基本と仕組みがよくわかる本』他多数。



■はじめに、受検の動機■

- 長年、エネルギー管理や国内クレジット等環境関連の業務や講師、審査員を歴任してきました。
- 家庭分野の省エネに関しては、工場・事業場のような体系的・総合的に知識を整理したテキストがなく、情報の整理をしようとしていた矢先、今回の検定を紹介され、目的に沿ったテキストがあることを知り、受検することにしました。

■私の勉強法■

- 自己診断
合格のレベル感を確認するために、受検日の数週間前にテキストの例題を解いてみました。「第1章 エネルギーの基礎と家庭の省エネ」と「第2章 機器による省エネルギー」は、十分な合格レベル、「第3章 住宅の省エネルギー」は、年季の受験術を駆使し、やっとの合格レベルでした。
- 目標レベルの設定
エネルギー・環境関連に携わってきた者として単なる合格では物足りなく、3課目満点狙いを目標としました。
- 具体的勉強法
受検までの数週間の日曜日を勉強にあてテキストを精読することにしました。回数は、「第1章」（83頁）と「第2章」（61頁）が各々2回、「第3章」（45頁）は3回かつ躯体関連について、テキスト以外の情報も参照し少々時間をかけました。
- 満点取得のための攻略法
『細かい数値や法律の条文の文言などを暗記するのではなく、大まかな傾向や考え方を学んで頂きたい。』とテキスト冒頭に記載されています。合格はともかく満点を狙うには、これと思う数値、条文のキーワードは暗記すべきだと思います。結果は、受検者数 1,556 名、合格率 72% の状況の中、私の満点狙いは、全ての課目で志に終わりました。

■検定料の考え方■

テキスト込みの検定料は 1 万円です。これが高いかどうか、次のように試算しました。省エネ診断でよく使う費用対効果の手法を適用します。この検定合格により我が家で省エネ行動を実践した結果、省エネ節電率を 15% ~ 25%/ 年程度と見込み、テキスト記載の世帯あたりの年間消費電力量 4,734kWh と単価 22 円/kWh を適用すると、約 2 万円/年の節減効果となり、半年で検定料が回収できる計算になります。さらに水・ガスの節減効果も含めると、さらに一層地球温暖化防止にも貢献できることとなります。

■受検後の視点の変化■

この検定がきっかけとなり「大幅な節湯ができ老夫婦にも便利な食洗機購入」、「住宅断熱・結露対策」、「洗濯機と冷蔵庫の買替」の検討等、見向きもしなかった「家庭用機器や躯体としての住宅」への省エネ視点の目途もつきつつあります。

■テキストへの思いと受検を検討されているエネルギー関係の皆様へ■

公正・中立な省エネルギーセンターの下、コンパクトで体系的な啓蒙の書として画期的との印象でした。家庭の省エネの観点では、網羅性において他に類をみない書と言えます。これからの進化が期待されます。第2回検定（8月5日）に向けた募集は4月より始まります。エネルギー管理士、エネルギー管理員等をお持ちの皆様は専門的知識は合格に相当有利です。「家庭・地域」におけるトップクラスの「省エネルギー」指導者としての意味合いを込めて、「満点狙い」での受検をお勧めします。最後に、日々の生活における省エネについて、実践的行動の普及に貢献できる礎を得たことに感謝を申し上げあげて、体験記を終わります。

「平成 24 年度(第 2 回) 家庭の省エネエキスパート検定申込書 (FAX 用)」

財団法人省エネルギーセンター 家庭・地域省エネ普及本部
「家庭の省エネエキスパート検定事務局」 行

FAX : 03-5543-3887

申込締切日 : 平成 24 年 6 月 25 日 (月) 必着

□ 申込方法 : 申込書に必要事項をご記入の上、送信して下さい。(※は必須事項)

□ 支払方法 : 申込と同時に当センター指定の銀行口座へお振込下さい。

検定会場 ※ (ご希望の会場に○をつけてください)	札幌会場 / 仙台会場 / 東京会場 / 名古屋会場 / 富山会場 大阪会場 / 広島会場 / 高松会場 / 福岡会場	
受検者氏名 ※	フリガナ	性別(該当に○)
	漢 字	男 女
生年月日 ※	西暦 年 月 日 (歳)	
住所(自宅) ※	〒 : 住所 : 都 道 府 県 TEL : () / FAX : () E-mail :	
住所(勤務先)	勤務先名 部署 〒 : 住所 : 都 道 府 県 TEL : () / FAX : () E-mail :	企業業種No. : (以下の業種分類から1つのみ お選び下さい。)
希望連絡先 TEL (検定に関して、ご連絡する場 合があります)	第 1 希望 自 宅 勤務先 第 2 希望 自 宅 勤務先	
希望連絡先 E-メール	第 1 希望 自 宅 勤務先 第 2 希望 自 宅 勤務先	
① 検定料	一 般 : 7,000 円	省エネ普及指導員登録者 : 6,000 円
② 検定公式テキスト (3,000 円)	購入する : 3,000 円	購入しない : 0 円
③ 検定問題集	購入する : 1,000 円	購入しない : 0 円
合計金額	円 (振込手数料自己負担)	
検定受付票・テキスト等 送付先	自 宅 勤務先	
省エネルギー普及指導員 登録者	登録番号	

業種分類 : 01 電力事業、02 ガス事業、03 石油事業、04 再生可能エネルギー事業、
05 その他エネルギー事業、06 官庁、07 NPO 法人等、08 家電販売業、09 環境関連事業、
10 ガラス関連事業、11 空調関連事業、12 建設業、13 建築業、14 個人事務所、15 住宅関連事業、
16 商社、17 水道事業、18 設計事業、19 コンサルタント事業、20 調査・測定・認証事業、
21 ビル管理業、22 その他製造業、
23 その他 ()

- 省エネルギー普及指導員登録者登録番号がわからない場合等は、事務局へお問合せ下さい。
□ 本申込により取得した個人情報、適正な管理による保護を厳守し、当事業以外の目的による使用はいたしません。
□ 検定の申込にあたっては、検定の手引きの「11. 個人情報の取り扱いについて」を承諾したものとみなします。

家庭の省エネエキスパート検定事務局

財団法人 省エネルギーセンター 家庭・地域省エネ普及本部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9 ジオ八丁堀

TEL.03-5543-3047 FAX.03-5543-3887

<http://www.eccj.or.jp/residential-expert/index.html>

問い合わせおよび検定の手引き配布場所

財団法人 省エネルギーセンター

- 本部 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9 ジオ八丁堀
TEL.03-5543-3047
- 北海道支部 〒060-0001 札幌市中央区北一条西2-2 北海道経済センタービル6F
TEL.011-271-4028
- 東北支部 〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-7-1 電力ビル本館8F
TEL.022-221-1751
- 東海北陸支部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-23-28 イトービル5F
TEL.052-232-2216
- 東海北陸支部
北陸支所 〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル11F
TEL.076-442-2256
- 近畿支部 〒530-0057 大阪市北区曽根崎1-2-6 新宇治電ビル5F
TEL.06-6364-8965
- 中国支部 〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-20 井上ビル5F
TEL.082-221-1961
- 四国支部 〒760-0026 高松市磨屋町8-1 富士火災高松ビル5F
TEL.087-826-0550
- 九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-11-5 アサコ博多ビル10F
TEL.092-431-6402